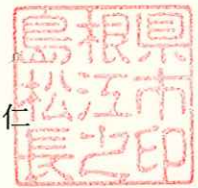


松江市告示第 504 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、障害者総合支援法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 12 月 2 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業	事業所番号
株式会社正心会プラス 松江市下東川津町 2 5 1 - 1	ショートステイ暖暖の家 松江市下東川津町 2 5 1 - 1	令和 6 年 12 月 1 日	短期入所	3210101881